

2014年1月14日

～「簡単、便利、低価格」な賃貸入居者向け家財保険をインターネット販売～

「お部屋を借りるときの保険」2014年1月14日より申し込み受付開始

日新火海上保険株式会社（社長：村島 雅人）は、「簡単、便利、低価格」をコンセプトとした賃貸入居者向け新商品「お部屋を借りるときの保険」のお申し込み受付を2014年1月14日より開始いたします。なお、保険期間の開始日は2014年2月1日以降となります。

これまで賃貸入居者用の家財保険は、賃貸契約と一緒に契約するのが便利なため不動産業者を通じて加入することが一般的でしたが、その際に提供される保険はその不動産業者が取扱可能な保険に限られるため、保険加入者からみると保険の選択肢はあまり広くはありませんでした。日新火災は、自分の好みに応じた保険に加入したいというお客さまのニーズに応えるために、お客さまに新しい選択肢をご提供いたします。

「お部屋を借りるときの保険」は、契約締結、住所変更などのほか、損害保険会社としては初めて、家財保険の解約手続きもインターネットで完結できるようになっており、お客さまの利便性を高めました。なお当商品は、日新火災としては、初のインターネットでご提供する商品となります。

日新火災は、今後もお客さまにとって本当に必要な補償やサービスを、わかりやすくお届けしてまいります。

<「お部屋を借りるときの保険」の特長>

1. シンプルでわかりやすい補償

賃貸入居者用の保険に必要となる「家財・借家人賠償・個人賠償」をセットにしており、補償内容を1パターンに限定することで加入の際の選択肢を徹底して簡素化しました。

2. 賃貸入居者の日常生活を幅広くサポート

補償面での特長として、個人賠償では、賃貸戸室内での事故だけではなく、自転車での加害事故も補償しており、その補償金額は、近年増加傾向にある自転車による高額賠償事故に備えて、1億円までと高額に設定しています。また、被害事故に遭った場合でも、弁護士相談費用や訴訟費用を補償する被害事故法律相談等費用もセットしており、賃貸入居者の日常生活を幅広くサポートする補償内容としました。

3. シンプルでリーズナブルな保険料

保険募集にかかるコストの見直しを行い、加入しやすいリーズナブルな保険料を実現すると同時に、地域・建物構造に関わらず保険料を全国一律とすることで、これまでの細分化された火災保険の保険料体系と比べ、お客さまにとってシンプルでわかりやすい保険料体系としました。

4. インターネットを通じたご契約手続きが可能

加入手続きは、パソコンやスマートフォンからインターネットを通じていつでも行えるほか、継続手続きはクレジットカード払いにより保険料をお支払いいただく自動継続方式としているため、手続き漏れの心配がありません。また、転居等の通知も、保険期間中に通知がなされれば転居後であっても良く、損害保険会社としては初めて、家財保険の解約手続きがインターネット上で完結するなど、お客様さまの利便性を高めました。

商品の詳細については「日新火災お部屋を借りるときの保険」公式サイトをご覧ください。

<http://direct.nisshinfire.co.jp/oheya/>

以上

――<ニュースリリースに関するお問い合わせ先>――

経営企画部・秘書広報グループ（担当：山田、岡田、小林） TEL:03(5282)5503